

令和7年設楽町告示第17号

設楽町妊婦のための支援給付事業実施要綱を次のように定める。

令和7年4月21日

設楽町長 土屋 浩

令和7年設楽町告示第17号

設楽町妊婦のための支援給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第10条の2に基づき、妊婦に対し、設楽町（以下「町」という。）が実施する妊婦のための支援給付（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、町内に住所を有し、医師による胎児心拍の確認がとれた妊婦とする。

2 前項の支給対象者には、流産、死産等をした妊婦を含むものとする。

(給付金の支給時期及び支給額)

第3条 給付金は、2回に分けて支給するものとし、支給の時期及び額は次に掲げるとおりとする。

(1) 1回目（妊婦が妊婦給付認定を受けたとき） 50,000円

(2) 2回目（妊婦が町に対し胎児の数を届け出たとき） 胎児1人につき
50,000円

(妊婦給付認定等の申請等)

第4条 町に妊娠の届出を行った妊婦は、妊婦給付認定申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を提出し、1回目の給付金の申請を行う。

2 妊娠の届出を行った妊婦は、出産予定日の8週間前の日以降に、胎児の数の届出書（様式第2。以下「2回目申請書」という。）を提出し、2回目の給付金の申請を行う。ただし、出産予定日の8週間前の日までに、流産、死産等を

した妊婦は、流産、死産等を医師が確認した日以降に2回目の給付金の申請をすることができる。

- 3 町に妊娠の届出を行う前に、流産、死産等をした妊婦が給付金の申請を希望する場合は、申請書、2回目申請書及び医師による診断書等を町に提出し、給付金の申請を行う。

(給付金の通知等)

第5条 町長は第4条の規定における申請があったときは、その内容を審査し、認定及び支給に関する決定をしたときは、それぞれ妊婦給付認定通知書(様式第3)及び支払通知書(様式第4)を通知する。なお、第4条の規定による申請を行い、却下となった妊婦に対し、妊婦給付認定却下通知書(様式第5)を通知する。

(給付金の支給)

第6条 町長は、前条に定める妊婦給付認定の決定を受けた者に対し、給付金を支給する。

(支給の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、その者に既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月22日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

妊婦給付認定申請書

設楽町長殿



妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請者の情報

※申請者は妊婦本人としてください。

		申請日	年	月	日
ふりがな		年齢		職業	
氏名					
個人番号		電話番号			
現住所	〒 設楽町				
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)				
妊娠届出日	年	月	日	妊娠月数	か月
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)				

2. 妊娠に関して診療を受けている医療機関の情報

医療機関の名称	
住所	
電話番号	
診断した医師の氏名	

裏面あり

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

希望します。



他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

既に他市町村で1回目の支給（5万円）の支給を受けています。

（支給市町村： ）

希望しません。

4. 振込先口座 ※妊婦本人名義の口座のみ

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店								
		本・支所 出張所								
口座種別	口座番号(右詰で記入)						口座名義(カタカナ)			
1 普通・2 当座										

5. その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に設楽町外に転出した場合には設楽町の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要な場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名

署名日 年 月 日

胎児の数の届出書

設楽町長殿



1. 届出者の情報

※届出者は妊婦本人としてください。

		届出日	年	月	日
ふりがな		生年 月日	年 月 日		
氏 名					
個人番号		電話番号			
住 所 地	〒				
	設楽町				

2. 胎児の数 : _____人

3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医療機関の名称	
住 所	
電 話 番 号	

4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

希望します。



他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

希望しません。

5. 振込先口座 ※妊婦本人名義の口座のみ

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協	本・支店 本・支所 出張所		
口座種別	口座番号(右詰で記入)	口座名義(カタカナ)	
1 普通 ・ 2 当座			

様式第3（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

設楽町長

妊婦給付認定通知書

年 月 日付で申請のあった妊婦給付認定の申請については、
認定しましたので通知します。

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に設楽町外に転出した場合等には、設楽町の妊婦給付認定は自動的に取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市区町村で再度認定を受けていただく必要があります。